

令和3年 9月 1日

保護者のみなさまへ

河合町教育委員会

教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口の開設について（通知）

この度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、令和3年6月4日に公布されました。この法律は、児童生徒の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。また、同法第17条2項には「国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。」とあることから、県教育委員会と連携して、教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口を開設し、通報者・相談者からの通報及び相談に対応することとなりました。

本来であれば、教育職員等による児童生徒への性暴力はあってはならないことであり、事前防止することが最優先です。しかし、もし性暴力等が起こった、または疑われるような場合、早期に発見し関係機関が連携をすることで、児童生徒への心身のケアを少しでも早く行い、被害を最小限にとどめることも必要な措置であると考えます。

皆様におかれましては以上の趣旨を御理解いただき、これからの学校生活が児童生徒にとって安全、安心であるよう御協力をお願いいたします。

【教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口】

URL : <https://forms.gle/bkR17LNnqc5gQPnLA>



QRコード

河合町教育委員会事務局総務課

TEL : 0745-57-0200

FAX : 0745-57-3166

奈良県教育委員会事務局教職員課

TEL : 0742-27-9844

FAX : 0742-24-7256